

工事作業等許可申請書作成の手引き



令和4年9月
那覇海上保安部交通課
名護海上保安署

第1章 適用法令

第1節 概説

海上における船舶の交通ルールを定めた法律には、「海上衝突予防法」、「海上交通安全法」及び「港則法」の3つがあります。

海上で行われる工事、作業、行事といった行為は、一定の水域を占有し又は、通常の船舶交通を乱し、安全を阻害する恐れがあるため、沖縄県内の「港則法」が適用される海域では許可申請が義務付けられています。

工事、作業、行事の実施者は、海上交通の安全を図るために所要の措置を講ずる必要があります。

一般的に工事、作業、行事等を行う場合は、安全管理、連絡体制の確立、区域標示用標識の設置、警戒船の配備、関係者に対する事前周知等の安全対策を施し、付近航行船舶の安全を確保しなければなりません。

許可申請に際し、これらの事項に留意して申請書を作成して下さい。

第2節 海域と適用法令

海域において工事、作業、行事等を行う場合は、次表のとおり適用法令が異なり、様式、宛先等もそれぞれ定められています。

海域	適用法令と条文	様式	宛先
● 特定港 ● 特定港の境界付近	港則法31条第1項 (行事は、同法第32条)	許可申請	港長
● 特定港以外の港則法適用港 ● 港の境界付近	港則法第31条第1項、 同法第45条	許可申請	海上保安部長
上記海域を除く全海域	水路業務法第19条第1項	通報	海上保安庁長官 (管区海上保安本部長経由)

第2章 港則法

第1節 工事作業許可申請

1 根拠

港則法第31条

- 1 特定港内又は特定港の境界付近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならない。
- 2 港長は、前項の許可をするに当り、船舶交通の安全のために必要な措置を命ずることができる。

港則法第45条

第31条の規定は、特定港以外の港について準用する。

(抜粋)

2 申請が必要となる港

那覇海上保安部、名護海上保安署管内で申請が必要となる港は、次表のとおりです。

特定港	那覇港	大嶺鼻西端から三二〇度三、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇度六、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに国場川明治橋及び安里川泊高橋各下流の河川水面
特定港以外	渡久地港	渡久地港南防波堤灯台（北緯二六度三九分三八秒東経一二七度五三分一八秒）から一一度一五分九〇〇メートルの地点から二六二度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から瀬底島東端まで引いた線、同地点から一九〇度二、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	運天港	屋我地島ウフグチ埼西端から二八五度に引いた線、屋我地大橋、羽地奥武橋及び陸岸により囲まれた海面





3 工事作業の範囲

- (1) 「工事」と「作業」に明確な分類はありません。

概念的に言えば、「工事」は行為の行われた場所で将来に施設など痕跡を残すもの、「作業」は痕跡を残さないもの、として区別しています。

- (2) 定置網漁業を営むために行う網の設置、海苔、かき、真珠貝等の養殖施設用の竹木材類、漁具類の敷設、漁礁の設置等は、漁ろう行為を前提としますが、「工事」に該当します。
- (3) 潜水による環境調査等の行為は、器具使用の有無に関係なく、「作業」に該当します。
- (4) 栈橋、岸壁及び橋梁の「工事」「作業」は、施工上、作業船を使用する場合や、作業資機材の海上落下防止措置、油類等の海上流出防止措置が必要となる場合は、「許可」の対象となります。
- (5) 採水、採泥、潮流観測等、調査場所で一旦停止した状態で実施する場合は、通常の航行形態とは異なり、他の船舶が避航するなど船舶交通に影響を及ぼすため、「許可」の対象となります。
- (6) 一般的に「工事」「作業」と呼び得るものであっても、船内清掃など影響が同船内に限られ港内の船舶交通を阻害する恐れがない行為、船舶の離着岸や荷役など港内で通常行われる行為は、除外されます。

4 申請書の提出時期等

原則として、工事作業の許可申請書は「着工日の1ヶ月前に提出」して下さい。

また、他の船舶の交通制限が必要となるような特殊な工事、大規模な工事等を行う場合は、計画段階から十分な説明をお願いします。

5 審査基準及び標準処理期間

行政手続法に基づき港長又は、海上保安部署長は、港則法に規定する各種許可基準、標準処理期間を定め、申請窓口にて閲覧できるようにしています。

許可申請などを行う場合は、事前に確認して下さい。

6 申請書の様式、提出部数

申請書は、所定の様式（A4縦版）により1部を提出してください。

[様式のダウンロードはこちら](#)

7 申請者

申請者は「工事又は、作業を行おうとする者」、つまりは実行の「責任者」です。

即ち、施工等について指揮監督する権限を有する者を指し、許可条件である措置命令を確実に履行できる職位と責任のある者でなければなりません。

従って、請負契約を締結し施工等が一任される場合は、請負先が「申請者」となります。

8 申請書の宛名及び提出先等

(1) 申請書の宛名及び提出先等は、次表のとおりです。

提出先	宛名	港名
那覇海上保安部	那覇港長	那覇港
名護海上保安署	那覇海上保安部長	渡久地港、運天港

(2) 事務取扱窓口

那覇海上保安部交通課

〒900-0001

沖縄県那覇市港町4丁目6番5号

TEL 098-951-3855

FAX 098-951-3859

名護海上保安署

〒905-0011

沖縄県名護市宮里452-3

TEL 0980-53-0118

FAX 0980-53-5049

(3) 事務取扱時間※

平日（月曜日～金曜日）：午前9時00分～正午、午後1時～午後5時00分

※ 緊急時のみ、取扱時間外でも対応することがあります

(4) 閉庁日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

9 申請書の記載要領

工事又は、作業許可申請書の記載項目は、港則法施行規則第16条に「工事又は作業の目的、方法、期間及び区域又は場所を記載した申請書によりしなければならない。」と規定されています。

申請書の作成は、工事作業の種類に応じて「工事許可申請書」又は、「作業許可申請書」と題記し、図面等の資料を添付のうえ、提出して下さい。

(1) 目的、種類

発注者の工事名称をそのまま記載せず、工事作業の目的と海上で行う工事の種類等を次例のように簡潔明瞭に記載して下さい。

記入例

- 1 目的 ○○岸壁付近の静穏度を高めるため、港湾計画に基づき○○防波堤を築造するものです。
種類 防波堤築造の第1期工事として床堀、土砂の置き換え、基礎捨石工を施工するものです。
- 2 那覇ふ頭○号岸壁前面海域の水深を-0mに維持するため、グラブ式浚渫船による維持浚渫工事を行うものです。
- 3 ○○岸壁の損傷状況を調査するため、潜水作業（フーカー式、2名）を行うものです。

(2) 期間、時間

実際に海上で工事作業を行う期間及び時間を次例のように記載して下さい。

記入例

- 1 令和○年○月○日～令和○年○月○日（別添：工程表参照）
（うち予備日 令和○年○月○日～令和○年○月○日）
土日祝日を除く 日出～日没
なお、型枠工施工時は日出～22:00
- 2 令和○年○月○日 ○○:○○～○○:○○
（予備日 令和○年○月○日 ○○:○○～○○:○○）

- ア 1ヶ月以上の長期に及ぶ工事作業を行う場合、工事の進捗に伴い工事の種類が変わる場合等は、工程表を添付して下さい。
- イ 予備日も含めて記載し、夜間に工事等を行う場合は、工種毎に作業時間を記載して下さい。
- ウ 契約工期以上の期間を記入しないで下さい。
- エ 期間が契約工期以上に及ぶ場合は、変更契約又は、発注証明書を添付して下さい。

(3) 区域、場所

区域等を示す際は、次例のように記載して下さい。

記入例

1 那覇港泊ふ頭地区岸壁前面海域

次の各地点を順次に結んだ線及びニ点とイ点を結んだ線により囲まれた海域

イ 那覇港〇〇灯台から〇度〇メートルの地点（岸線上）

ロ イ地点から〇度〇メートルの地点

ハ ロ地点から〇度〇メートルの地点

ニ ハ地点から〇度〇メートルの地点

（作業区域図参照）

2 渡久地港〇〇防波堤灯台南側海域

渡久地港〇〇防波堤灯台から〇度〇メートルの地点を中心とする半径〇メートルの円内海域

（作業区域図参照）

3 運天港旅客ターミナル前面海域

次の各地点を順次に結んだ線及び①点と④点を結んだ線により囲まれた海域

① 北緯〇度〇分〇秒、東経〇度〇分〇秒

② 北緯〇度〇分〇秒、東経〇度〇分〇秒

③ 北緯〇度〇分〇秒、東経〇度〇分〇秒

④ 北緯〇度〇分〇秒、東経〇度〇分〇秒

（作業区域図参照）

ア 作業区域の設定は、一般船舶への影響を少なくするため必要最小限の範囲として下さい。

イ 作業区域、施工区域等を表す場合は、海図に表示されている灯台、信号所等の著名物標からの方位、距離、緯度経度を用いて記載して下さい。

ウ 灯台名称は、灯台表に記載された名称を使用し、灯浮標等の移動するものは基点に使用しないで下さい。

エ 必ず作業区域、施工区域を記載した図面を添付して下さい。

オ 図面作成に、海図のコピーを使用することは差し支えありません。

(4) 方法、手段等

作業方法等を示す際は、次例のように記載して下さい。

記入例

1 工事の概要

〇〇岸壁（前面水深DL-〇m、延長〇m、天端高DL+〇m）を築造するため、浚渫船、杭打船、ガット船等を使用して、下部工、ケーソン工及び上部工を施工するものです。

（工事フローチャート、要領図参照）

2 標識の設置（作業日数〇日（予備日〇日）、小型クレーン船〇隻/日 延べ〇隻、測量船〇隻/日 延べ〇隻）

小型クレーン船及び測量船により、作業区域を明示する灯浮標〇基（塗色黄色、単閃黄光、毎〇秒に1閃光、光達距離〇km、光度〇cd、灯高〇m）及び赤旗付き竹竿〇本を設置します。

（標識設置位置図、灯浮標緒元表参照）

設置した標識の維持管理は、別添標識管理要領に基づき、当社で行います。

3 深浅測量工（作業日数〇日、測量船〇隻／日 延べ〇隻）

現状水深を把握するため、陸上の測点から誘導しながら測量船1隻を〇〇方向、間隔〇m、速力〇ノットで航走させ、音響測深機により深浅測量します。

（測量作業図参照）

4 浚渫工（作業日数〇日、浚渫船〇隻／日 延べ〇隻、土運船〇隻／日 延べ〇隻、曳船〇隻／日 延べ〇隻）

グラブ式浚渫船（〇 m^3 ）を作業要領図のとおりアンカーで係留のうえ、東側から西側にD L—〇mまで掘削（約〇 m^3 ）し、浚渫土は曳航式底開土運船（〇 m^3 積）により〇〇埋立地へ運搬後、埋立用材として投入します。土運船の曳航は全長〇m以下で行い、1日当たり〇隻運航します。

（浚渫作業状況図、運搬経路図参照）

5 捨石投入工、均し工（作業日数約〇日、ガット船〇隻／日 延べ〇隻、潜水土船〇隻／日 延べ〇隻）

ガット船を要領図のとおりアンカーで係留し、捨石（約〇 m^3 ）を投入後、潜水土船を配置し、潜水土（フーカー式、〇名）が—〇mに基礎マウンドを構築します。

（捨石投入要領図、運搬経路図参照）

6 ケーソン設置工（作業日数〇日、起重機船〇隻／日 延べ〇隻、潜水土船〇隻／日 延べ〇隻）

起重機船（〇トン吊り）により〇〇埋立地で製作したコンクリートケーソン（〇×〇×〇m）を吊り運搬し、作業図のとおり合計〇函を設置します。

吊り運搬は全長〇mとなるため、前後に警戒船を配置のうえ、約〇ノットで曳航し、設置時は潜水土船を配置し、潜水土（フーカー式、〇名）が位置を確認しつつ設置します。

（ケーソン設置作業図、運搬要領図、運搬経路図参照）

7 中詰工、蓋コンクリート工（作業日数〇日、ガット船〇隻／日 延べ〇隻、コンクリートプラント船〇隻／日 延べ〇隻）

ガット船を作業図のとおり係留し、ケーソンの中に土砂（〇 m^3 ）を投入します。

作業時は、海面への脱落を防止するため、図のとおりシートを展張します。

コンクリートプラント船を作業図のとおりアンカーで係留し、ケーソン上部にコンクリートを投入して蓋をします。

（中詰作業図、蓋コンクリート作業図参照）

8 被覆石工（作業日数〇日、ガット船〇隻／日 延べ〇隻、潜水土船〇隻／日 延べ〇隻）

ガット船によりケーソン前面に被覆石（約〇 m^3 ）を投入後、潜水土船を配置し、潜水土（フーカー式、〇名）が—〇mに被覆石の均し工を行います。

（被覆石作業図参照）

9 上部工（作業日数〇日）

陸上からクレーン車を使用して上部に型枠を設置し、鉄筋工を施し、ミキサー車でコンクリー

トを打設します。約〇日養生した後、クレーン車で型枠を撤去します。施工中は、海側に作業図のとおり足場を設置し、〇m間隔に標識灯〇基（型式〇〇、塗色黄色、単閃黄光、毎〇秒に1閃光、光達距離〇km、光度〇cd、水面上〇m）を設置します。足場設置作業は、高潮時に潜水士船を配置し、潜水士（スキューバー式、〇名）ガブラケットを取り付けます。

（上部工作業図、足場設置図参照）

10 確認測量工（作業日数〇日 測量船〇隻／日 延べ〇隻、揚錨船〇隻／日 延べ〇隻）

測量船1隻を東西方向に10mピッチで航走させ、作業海域の音響測深を行い、水深-〇mが確保されていることを確認し、揚錨船1隻により作業区域の灯浮標を撤去します。

（確認測量工作業図参照）

- ア 工事作業の方法、手段は、施工順序に従い図面等を用いて簡潔明瞭に記載して下さい。
- イ 工事作業の方法、手段は、船舶交通に及ぼす影響の検討材料となるため、作業船の配置、工事の手順、工作物の設置状態等に主眼をおいて記載して下さい。
- ウ 品質、施工管理に関する記述は、必要ありません。
- エ 火薬類を使用する工事作業は、爆破による影響の範囲等を詳細に記載して下さい。
- オ 潜水作業は、潜水方式、潜水者数、通話方法等を記載して下さい。
- カ 作業船の配置により付近航行船舶の通航幅が著しく狭くなる工事作業は、図面等に作業船の配置、アンカーの投入場所、標識の設置場所、警戒船の配備場所、可航海域の幅員、アンカーワイヤーの水深等を記載して下さい。
- キ 足場等の工作物を海面に張り出して設置、橋梁下部に吊るす場合等は、張り出す形状、長さ、海面までの高さ等を図面等に記載して下さい。
- ク 作業船が作業区域へ頻繁に出入りする場合は、1日当たりの稼働隻数、延べ隻数を記載して下さい。
- ケ ケーソン等の長大物を曳航する場合は、曳航形態、曳航全長、警戒船の配置、運航経路等を図面等に記載して下さい。
- コ 使用する船舶検査（定期、中間）の有効期間の確認は、確実に実施して下さい。
- サ 工事作業に使用する船舶は、用途、船名、総トン数、船舶の大きさ（全長、全幅、喫水）、船舶番号、船舶検査済票の番号、能力（曳船は機関馬力、警戒船は速力、起重機船は吊り能力、土運船は積載量及び廃棄物船登録番号）、連絡先等を一覧表にして添付して下さい。

● 一覧表例

用途	船名	総トン数	船舶の大きさ	船舶番号等	能力、装備等
起重機船	〇〇号	—	〇×〇×〇m	—	〇t吊り
曳船	〇〇丸	〇トン	〇×〇×〇m	〇〇〇〇〇〇	〇馬力、VHF
警戒船	〇〇丸	〇トン	〇×〇×〇m	〇〇〇-〇〇〇	〇ノット、TEL 番号

(5) その他（事故防止措置等）

工事規模（作業の種類、施工場所）等により異なりますが、次例のように記載して下さい。

記入例

- 1 本工事の現場責任者を（正）〇〇〇〇、（副）〇〇〇〇と定め、作業全般の安全管理に対し

て監督させます。

連絡先 昼間 ○○○-○○○-○○○○ (○○(株)○○作業所)

夜間(正) ○○○-○○○○-○○○○ (○○携帯)

(副) ○○○-○○○○-○○○○ (○○携帯)

- 2 関係者による安全連絡会議を設け、工事作業の調整、安全対策の検討等を行います。
- 3 作業に従事する作業員は、毎朝の朝礼において事故防止対策を徹底します。
- 4 作業船は、海上衝突予防法に規定する操縦性能制限船の標識を掲げます。
- 5 潜水土船は、海上衝突予防法に規定する国際信号書に定めるA旗を掲げます。
- 6 岸壁から潜水作業を行う場合は、岸壁上に「潜水作業中」の横断幕を掲げます。
- 7 作業中は、別添「警戒船管理運用要領」に基づき、船長のほかに専従の警戒要員を○名乗船させた警戒船を○隻配備し、付近航行船舶に対して赤旗、拡声器等により注意を喚起します。
専従警戒要員は、○○○○ 業務受講証明書一覧 那覇第○号(令和○年○月○日)に記載のとおりです。

● 業務受講証明書一覧例

専従警戒要員	○○○○	業務受講証明書 那覇第○号	(令和○年○月○日)
専従警戒要員	○○○○	業務受講証明書 那覇第○号	(令和○年○月○日)

- 8 作業区域を明示するため、○○図のとおり灯浮標○基(型式○○、塗色黄色、単閃黄光、毎○秒に1閃光、光達距離○km、光度○cd、灯高○m)を設置します。
- 9 ケーソン設置後は、ケーソン上部の両端に標識灯○基(型式○○、塗色黄色、単閃黄光、毎○秒に1閃光、光達距離○km、光度○cd、水面上○m)を設置します。
- 10 ボーリング檣の頂部に、昼間は赤旗、夜間は標識灯(型式○○、モールス符号白光、毎○秒にU(・・ー)、光達距離○km、光度○cd、水面上○m)を設置するほか、檣の四隅に標識灯(型式○○、単閃黄光、毎○秒に1閃光、光達距離○km、光度○cd、水面上○m)を設置します。
- 11 作業船のアンカーワイヤー先端部に、長さ○mのチェーンを使用して水深○m以上を取り、さらに可航幅を○m以上確保します。
- 12 作業船のアンカーワイヤーの水深○mの位置から、海面にアンカーブイ(黄色俵型)を設置します。
- 13 作業船のアンカーワイヤーが一般船舶の航行に支障をきたす恐れがある場合は、アンカーワイヤーを緩める又は、作業を一時中止し、作業船を○○へ退避させます。
- 14 最新の気象・海象情報を入手できる体制を構築し、常時、気象・海象の変化に留意するとともに、沖縄県沿岸に船舶交通や作業に影響を及ぼす注意報・警報等が発表された場合、次の基準に達した場合は作業を中止し、作業船等を退避させます。

● 作業中止基準例

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般作業の場合 風速 10m/秒以上 波高 1m以上 視程 1km以下 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 潜水作業の場合 風速 8m/秒以上 波高 0.5m以上 視程 1km以下 |
|--|---|

潮流 1ノット以上

- 15 予め避難場所・避難経路を作業員に知らしめるとともに、現場に避難経路図を貼付するなど津波来襲に備えます。
- 16 緊急連絡系統図は、現場の分かりやすい場所に貼付し、事故発生等の緊急事態が発生した場合は、系統図により速やかに関係先に通報し、然るべき指示による応急措置を施します。
- 17 作業船（潜水土船）と警戒船はトランシーバーにより、作業船（潜水土船）と潜水土は水中電話により、常時連絡設定します。
- 18 潜水作業と重複して重量物吊上げ、据付け等の作業を行う場合は、事前に作業手順、連絡要領、潜水土の退避要領の打合せを徹底し、現場責任者が作業現場において監督のうえ、作業を行います。
- 19 作業船が作業現場に夜間停泊する際は、できる限り岸壁側に寄せて係留し、停泊灯を点灯するほか、他船の航行に支障を与えない照明で甲板等を照します。
- 20 アンカーワイヤーの水深〇mから、海面に灯浮標（型式〇〇、塗色黄色、単閃黄光、毎〇秒に1閃光、光達距離〇km、光度〇cd、灯高〇m）を設置するほか、保船要員〇名を配置します。
- 21 工事作業の内容を広く周知するため、別添のリーフレットを海事関係者、代理店関係者等へ配布します。
（周知先一覧表参照）
- 22 次の事業所等に工事内容の説明、調整をしています。
 - 〇〇会社－貨物船が離着棧する場合は、「作業船退避要領」に基づき作業船を退避させる。
 - 〇〇組合－工事開始までに係留場所を〇〇へ移動する。
 - 〇〇海運－出入口の可航幅を〇m以上確保する。
- 23 隣接する〇〇岸壁の施工者と、作業が競合しないよう次のとおり調整しています。
 - 〇〇建設－毎日16：00に翌日の作業内容、作業船の運航予定を連絡し、競合する場合は、当社の工事を中止する。
- 24 使用船舶は、船舶検査の有効期限等を確認のうえ、適正なものを使用します。

記入例（夜間の工事作業）

1 照明設備

- ・ 夜間作業中は、別図のとおり作業船に船舶交通の妨げとならないよう、〇Wの作業灯〇基を下向きに設置します。

（照明設備配置状況図参照）

- ・ 作業船のアンカー設置位置に灯浮標（型式〇〇、塗色黄色、単閃黄光、毎〇秒に1閃光、光達距離〇km、光度〇cd、灯高〇m）を設置します。
- ・ 作業船の四隅に標識灯（型式〇〇、塗色黄色、単閃黄光、毎〇秒に1閃光、光達距離〇km、光度〇cd、水面上〇m）を設置します。

2 警戒措置

- ・ 夜間作業中は、作業区域の両端付近に警戒船〇隻を配備します。

（警戒船配置図参照）

- ・ 警戒船は、夜間でも容易に識別可能な横断幕、表示板、特別灯火（型式〇〇、青色閃光灯又は、青と白の閃互光灯、回転数90回／毎分、視認距離〇km）を掲げ、接近船舶があれば、探照灯、拡声器等により注意を喚起します。
- ・ 探照灯を使用する場合は、相手船を眩惑させないように注意します。
- ・ 適宜の海面を照射により、油、資機材の流出等を監視し、流出等があれば直ちに回収等の措置をとります。
- ・ 警戒船に専従の警戒要員〇名を乗船させ、2交代で実施します。
- ・ 専従警戒要員は、〇〇〇〇 業務受講証明書一覧 那覇第〇号（平成〇年〇月〇日）に記載のとおりです。

● 業務受講証明書一覧例

専従警戒要員	〇〇〇〇	業務受講証明書 那覇第〇号	（令和〇年〇月〇日）
専従警戒要員	〇〇〇〇	業務受講証明書 那覇第〇号	（令和〇年〇月〇日）

3 連絡体制等

- ・ 夜間作業中は、現場責任者〇〇〇〇を配置します。
連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（〇〇携帯）
- ・ 緊急時に備え、必要な要員、船舶等が確保できるよう即応体制を整えます。
- ・ 次の関係者に対し、連絡体制を確保しています。
〇〇海運（〇〇岸壁管理者）、〇〇会社（隣接工事施工者）
- ・ 次の関係先に夜間作業内容を説明し、了承を得ています。
〇〇海運、〇〇漁協、〇〇自治会

記入例（その他）

- 1 工事作業に伴って発生する廃棄物及び油類等が、海上に落下、流出しないようにシートを展張して回収し、〇〇に運搬のうえ、陸上で適正に処分します。
- 2 浚渫は、作業図のとおり周辺に汚濁防止幕を展張します。
- 3 水底土砂の排出について^{※1}は、〇〇地区埋立用材に流用するための排出基準に適合していることを確認しています。
- 4 床堀区域の磁気探査^{※2}は、別添「〇〇報告書（令和〇年〇月〇日）」のとおり実施し、爆発物等がないことを確認しています。
磁気探査範囲は次表のとおりです。

● 磁気探査範囲表例

工種	磁気探査範囲
浚渫	施工区域内及び法肩から外方20メートル
杭及び矢板打ち	法線から両側10メートル
ボーリング	ボーリング箇所を中心に半径5メートルの円内

- 5 工事作業許可書を現場に携行します。
- 6 許可内容を変更する場合は事前に変更許可申請を行い、工事が完了した場合は速やかに完了届を提出します。

※1 水底土砂の排出について

水底土砂を排出する場合は、海洋汚染及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十条四号、五号に関する免許、承認、許可を受け、かつ、同政令で定める基準に適合するものでなければなりません。

水底土砂の排出方法に関する基準は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条に定められています。

※2 磁気探査

浚渫、ボーリング及び杭打ち等、海底に衝撃を与える場合、海底をかく乱する作業を行う場合は、事前に爆発物等の探査を行ってください。

過去の磁気探査から、その後土砂等の堆積がない場合は、磁気探査を省略できる場合がありますので、実施結果（当時）の提示等をお願いすることがあります。

ア その他の項目は、許可を受けようとする工事作業の事故防止措置のほか、付近航行船舶に対する安全対策を記載して下さい。

イ 事故防止措置、安全対策は、次のような事項を記載して下さい。

- ・ 現場責任者、安全管理責任者等の氏名、連絡先、安全管理体制
- ・ 作業区域の標識、工作物の設置
- ・ 作業船の灯火、形象物、アンカーワイヤー等の標示
- ・ 警戒船の配備、警戒船の管理運用要領
- ・ 荒天時等における工事作業の中止基準
- ・ 指揮系統、連絡方法
- ・ 関係先との調整状況、周知状況
- ・ 作業船の夜間停泊状況、荒天時の避難場所
- ・ 夜間作業がある場合は、照明の規模、照明の配置、警戒体制、緊急時の体制

ウ 事故防止措置以外の事項は、次の事項を記載して下さい。

- ・ 海洋汚染防止に関する措置
- ・ 変更時の手続き、完了届に関すること。

第2節 行事許可申請

1 根拠

港則法第32条

特定港内において端艇競争その他の行事をしようとする者は、予め港長の許可を受けなければならない。

2 申請が必要となる港

那覇海上保安部、名護海上保安署管内で申請が必要となる港は、次表のとおりとなります。

特定港	那覇港	大嶺鼻西端から三二〇度三、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇度六、五〇〇メートルの地点まで引い
-----	-----	--

		た線、同地点から九〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに国場川明治橋及び安里川泊高橋各下流の河川水面
--	--	--

3 行事の範囲

- (1) 行事とは、端艇競争、祭礼、パレード、海上訓練、海上カーニバル、海上花火大会、遠泳大会、海上デモ等で、統一された意思に従って複数の船舶等が参加して行う社会的な活動をいいます。
- (2) 参加する船舶等が1隻であっても、水域を占有（ブイ等の設置を含む。）し、通常の航行形態と異なった形で航行する場合は、行事に該当します。
- (3) 一船内において行う納涼大会等は、同船舶が通常の航行形態と異なった形で行動することのない限り、行事に該当しません。

4 申請書の提出時期等

原則として、行事許可申請書は「実施日の1ヶ月前に提出」して下さい。

これは、港長が申請の内容を審査し、内容によって一般船舶の交通を制限する必要や、水路通報により関係船舶に周知を図る必要があるためです。

5 審査基準及び標準処理期間

行政手続法に基づき港長又は、海上保安部署長は、港則法に規定する各種許可基準、標準処理期間を定め、申請窓口で閲覧できるようにしています。

許可申請などを行う場合は、事前に確認して下さい。

6 申請書の様式、提出部数

申請書は、所定の様式（A4縦版）により1部を提出してください。

[様式のダウンロードはこちら](#)

7 申請者

申請者は「行事を実施しようとする者」、つまりは実行の「責任者」です。

即ち、行事全般の実施について指揮監督の権限を有する者でなければなりません。

8 申請書の宛名及び提出先等

- (1) 申請書の宛名及び提出先等は、次表のとおりです。

提出先	宛名	港名
那覇海上保安部	那覇港長	那覇港

- (2) 事務取扱窓口

那覇海上保安部交通課

〒900-0001

沖縄県那覇市港町4丁目6番5号

TEL 098-951-3855

FAX 098-951-3859

(3) 事務取扱時間

平日（月曜日～金曜日）：午前9時00分～正午、午後1時～午後5時00分

(4) 閉庁日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

9 申請書の記載要領

申請書の作成は、行事許可申請書と題記し、『第2節 工事作業許可申請』を参考に図面等の資料を添付のうえ、提出して下さい。

(1) 目的、種類

行事の目的及び種類を次例のように簡潔明瞭に記載して下さい。

記入例

- 1 海洋汚染防止思想普及活動のための海上パレード
- 2 油流出事故を想定したオイルフェンス展張訓練
- 3 第〇会那覇ハーリー大会

(2) 期間、時間

行事の開始、終了年月日及び時間を次例のように記載して下さい。

記入例

- 1 令和〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日
（予備日 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日）
毎日 日出～日没
- 2 令和〇年〇月〇日 〇〇：〇〇～〇〇：〇〇
（予備日 令和〇年〇月〇日 〇〇：〇〇～〇〇：〇〇）

ア 行事準備、終了後の後片付け等で海面を占有する場合は、時間を記載して下さい。

(3) 場所、経路

行事を行う場所又は、経路を次例のように記載して下さい。

記入例

- 1 那覇港那覇ふ頭地区〇〇岸壁前面海域
次の各地点を順次に結んだ線及び二点とイ点を結んだ線により囲まれた海域
イ 那覇港〇〇灯台から〇度〇メートルの地点
ロ イ地点から〇度〇メートルの地点
ハ ロ地点から〇度〇メートルの地点
ニ ハ地点から〇度〇メートルの地点

(行事区域図参照)

2 那覇港〇〇防波堤南側海域

那覇港〇〇防波堤灯台から〇度〇メートルの地点を中心とする半径〇メートルの円内海域

(行事区域図参照)

ア 位置図又は、経路図等を必ず添付して下さい。

イ 区域等を表す場合は、海図に表示されている灯台、信号所等の著名物標からの方位、距離、緯度経度を用いて記載して下さい。

ウ 灯台名称は、灯台表に記載された名称を使用し、灯浮標等の移動するものは基点に使用しないで下さい。

(4) 方法

行事方法は順を追って具体的に記載し、参加人数、参加船舶の要目、航行速力、旗流信号、音響信号等の使用の有無、設置する工作物の形状、船隊の編成状況、船団の間隔等を記載して下さい。

行事の実施計画書等を作成した場合は、添付して下さい。

(5) その他（事故防止措置等）

事故防止措置/安全対策は、次のような事項を記載して下さい。

ア 現場における責任者の住所、氏名、連絡先、所在場所

イ 指揮系統、連絡方法

ウ 行事参加者に対する危険防止措置、救命胴衣の着用

エ 他船に対する警戒措置等

オ 行事の中止基準

カ 関係先に対する周知状況

キ 標識等の形状

記載例

第9号様式

港内作業許可申請書

令和 年 月 日

那覇港長 殿

申請者所属・氏名 ○○水質調査株式会社

1 目的及び種類

目的：那覇港の環境と赤潮の発生状況を調べるために行う水質及び底質調査です。

種類：作業船を使用した採水・採泥作業

2 期間及び時間

作業期間：令和○年○月○日～○月○日の内1日

(予備日：令和○年○月○日～○月○日の内1日)

時間：日出より日没までの間

3 区域又は場所

那覇港内2定点（詳細 別紙1参照）

4 方法

作業は那覇港内の2定点を1日で実施します。小型船舶を使用し3名が乗船します。（船長1名、見張り1名、作業員1名）

作業は別紙2のとおり実施します。作業時間は1地点につき10～15分程度です。

5 その他

安全対策、緊急連絡体制は別紙3のとおり

調査定点表

調査定点	緯度経度
St. 1	○° ○′ ○″ N, ○° ○′ ○″ E
St. 2	○° ○′ ○″ N, ○° ○′ ○″ E

作業区域は各調査定点を中心とした半径 40m の円内海域

調査定点図

● 採水+採泥調査



調査に使用する船舶一覧表

用途	船名	総トン数	船舶の大きさ	船舶番号等	能力、装備等
作業船	○○丸	○トン	○×○×○m	○○○-○○○	○ノット、TEL 番号

※使用船舶は、船舶検査の有効期限等を確認のうえ、適正なものを使用します。

作業方法及び使用器具

水質調査

使用器具：バンドーン採水器

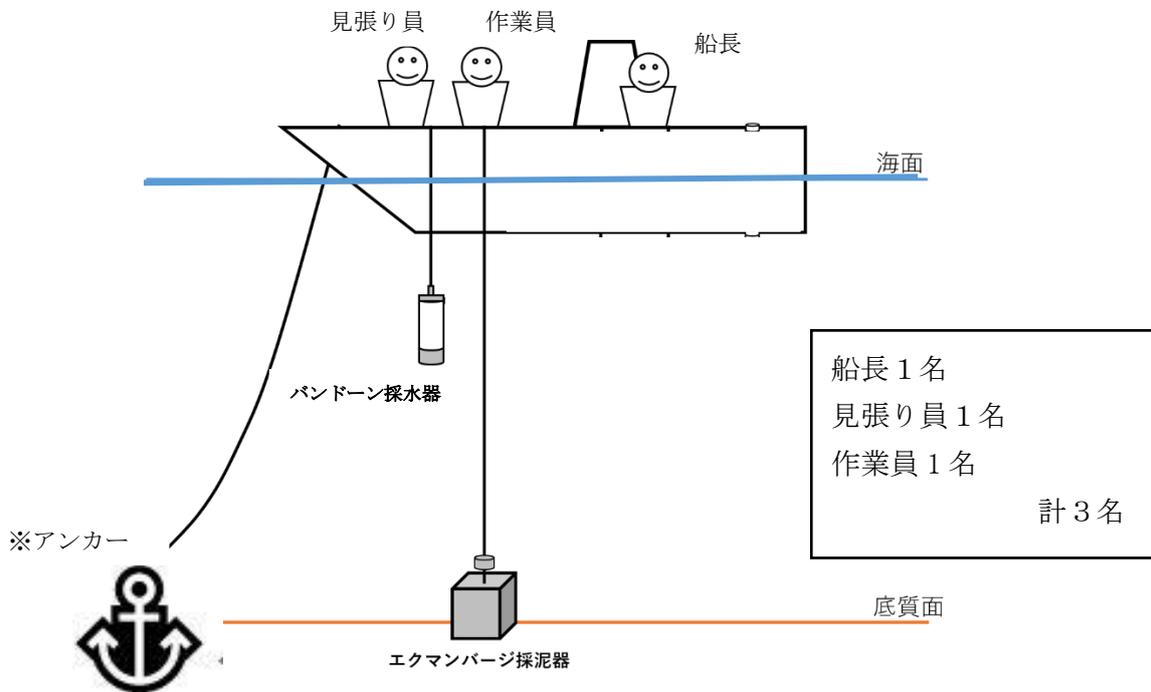
作業方法：採水は採水器を作業船から手作業で下ろして、任意の水深で採水器の蓋を閉鎖して海水を採取し、採水後は手作業で巻き上げます。

底質調査

使用器具：エクマンバージ採泥器

作業方法：作業船から採泥器を定点の海底面まで手作業で下ろして、底質（泥）を採取した後手作業で巻き上げます。

※アンカー：風や潮流等の影響で、作業船が定点に留まれない場合のみ使用します。



水質調査及び底質調査作業概要図

事故防止措置

1. 作業の現場責任者を配置し、作業全般の監督し事故防止を図ります。
 現場責任者：〇〇 〇〇
 連絡先：職場 〇〇〇-〇〇〇〇
 携帯 〇〇〇-〇〇〇〇

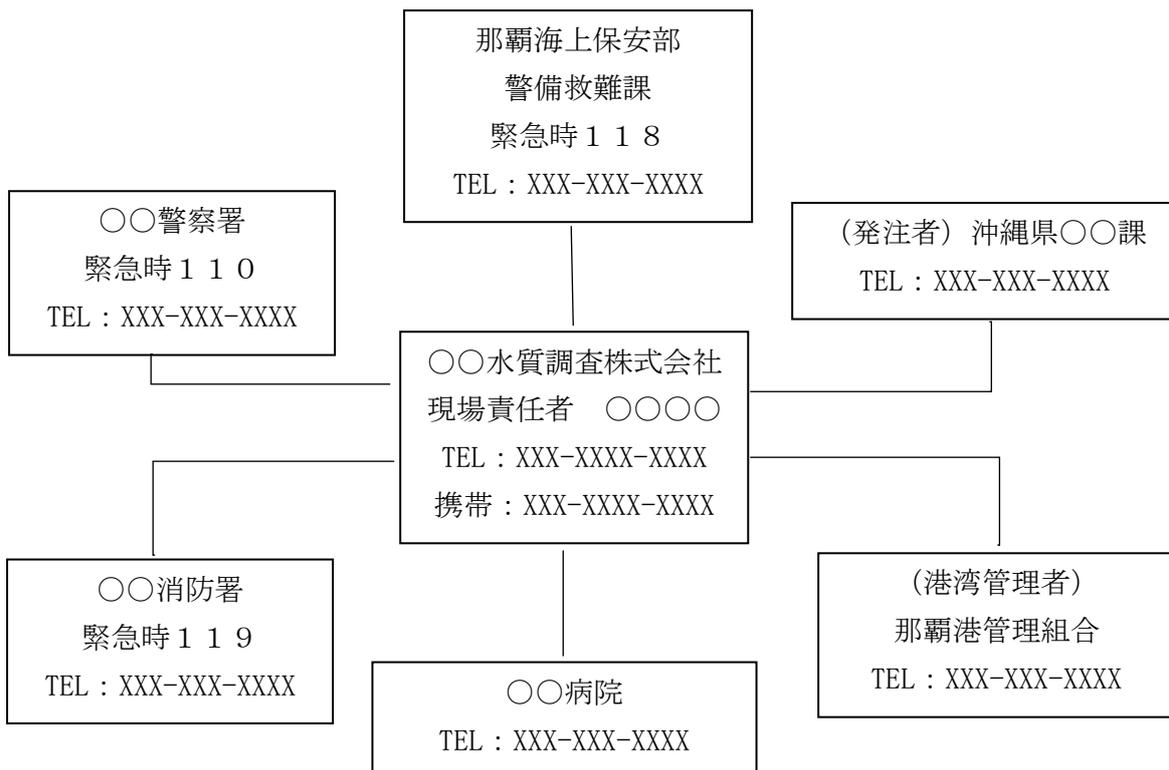
2. 作業中は専従見張り員 1 名を配置して見張りを厳重に行い、付近航行船舶に対して赤旗、拡声器等により注意喚起を行います。
 また、他船の航行に支障があるときは作業を一時中断して退避します。

3. 乗船者は救命胴衣を着用します。

4. 最新の気象・海象情報を入手できる体制を構築し、常時、気象・海象の変化に留意するとともに、沖縄県沿岸に船舶交通や作業に影響を及ぼす注意報・警報等が発表された場合、次の基準に達した場合は作業を中止し、作業船等を退避させます。

風速 10 m/秒 以上
 波高 1.0 m 以上
 視界 1,000 m 以下

5. 事故発生時等の緊急時は、応急措置を講じるとともに、下記の「緊急連絡系統図」により速やかに那覇海上保安部に連絡し、指示を受けることとします。



6. 作業実施について、港湾管理者及び漁協等の利害関係者には、作業内容を説明の上、了承を得ております。

(説明先)

- ・那覇港管理組合
- ・沖縄旅客船協会
- ・〇〇漁業協同組合
- ・〇〇建設 ※付近工事の施工会社等

7. 作業内容を変更するときは、事前に作業内容一部変更許可申請書を提出します。

8. 作業許可書を現場に携帯します。

9. 資機材には所有者名、連絡先を記載して管理し、万一流出した場合には全て回収します。

10. 港長から別途指示があった場合は指示に従います。

添付書類

- ・請負契約書 (写)
- ・作業内容周知リーフレット

記載例

第9号様式

港内作業許可申請書

令和 年 月 日

那覇海上保安部長 殿

申請者所属・氏名 ○○探査株式会社

代表取締役 ○○ ○○

1 目的及び種類

目的：渡久地港内の浚渫作業に先立ち、浚渫区域内に爆発物等の危険物が存在しないか確認を行うもの。

種類：フーカー式潜水土（1名）による磁気探査作業

2 期間及び時間

作業期間：令和○年○月○日～○月○日の間

（予備日：令和○年○月○日～○月○日の間）

※土日の作業は行いません。

時間：日出より日没までの間

3 区域又は場所

渡久地港内（詳細 別紙1参照）

4 方法

潜水土船からエントリーしたフーカー式潜水土（1名）にて調査範囲の磁気探査を行います。

（詳細 別紙2参照）

5 その他

事故防止措置、緊急連絡体制は別紙3のとおり

作業区域図

次の各地点を順次に結んだ線及びニ点とイ点を結んだ線により囲まれた海域

基点 渡久地港本部防波堤灯台

イ 基点から〇度〇メートルの地点

ロ イ地点から〇度〇メートルの地点

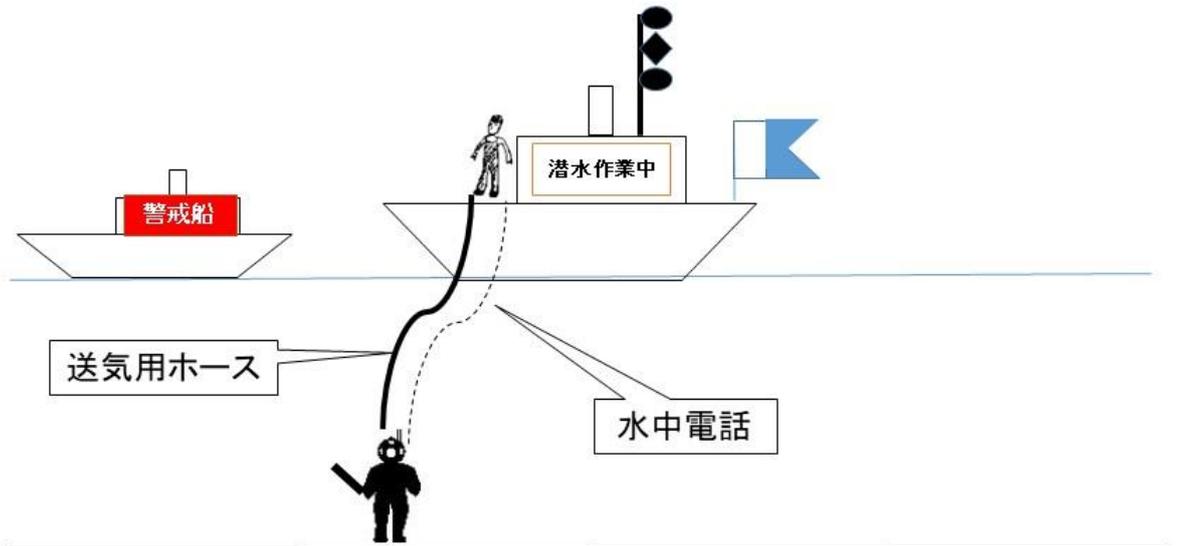
ハ ロ地点から〇度〇メートルの地点

ニ ハ地点から〇度〇メートルの地点



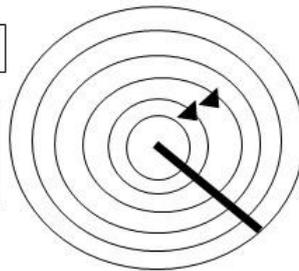
作業は潜水士船からエントリーした潜水士1名により、作業区域内を簡易探査機（型式●●）を使用して磁気異常物の探査を行います。（探査有効深度：2m）

作業概要図



探査状況平面図

側線間隔: 1m
矢印は潜水士の歩行した方向



（爆発物らしきものを発見した際の対応）

探査中危険物らしきものを発見した場合はただちに作業を中止します。

発見位置が分かるよう目印となる簡易ブイを設置し、「緊急連絡系統図」に基づき関係者へ速報し指示を受けます。

調査に使用する船舶一覧表

用途	船名	総トン数	船舶の大きさ	船舶検査済票番号	能力、装備等
潜水士船	〇〇丸	〇トン	〇×〇×〇m	〇〇〇-〇〇〇	〇ノット、TEL 番号
警戒船	〇〇丸	〇トン	〇×〇×〇m	〇〇〇-〇〇〇	〇ノット、TEL 番号
警戒船	〇〇丸	〇トン	〇×〇×〇m	〇〇〇-〇〇〇	〇ノット、TEL 番号

※警戒船は一覧表からいずれか1隻を使用します。

※使用船舶は、船舶検査の有効期限等を確認のうえ、適正なものを使用します。

専従警戒員一覧表

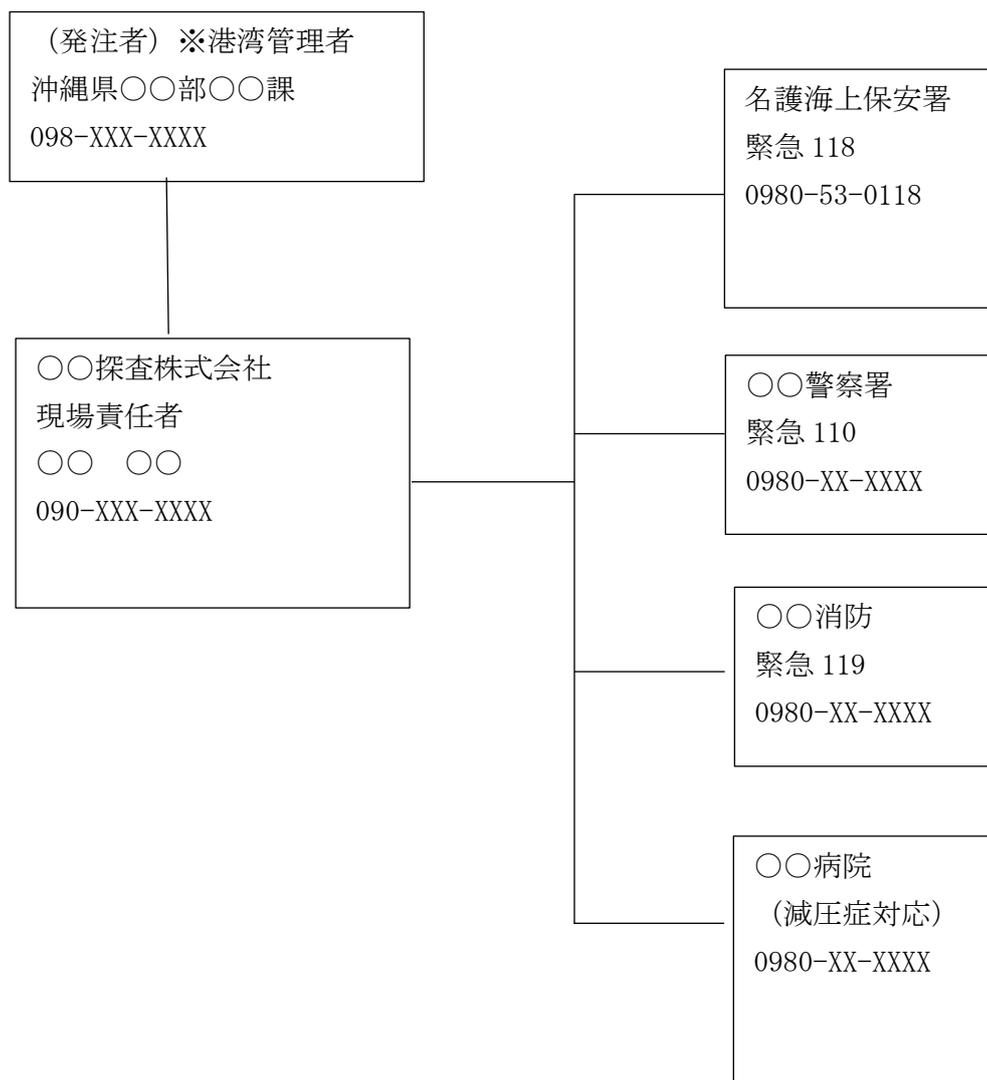
専従警戒要員	〇〇〇〇	業務受講証明書	那覇第〇号	(令和〇年〇月〇日)
専従警戒要員	〇〇〇〇	業務受講証明書	那覇第〇号	(令和〇年〇月〇日)

5. その他（事故防止措置等）

1. 作業の現場責任者を配置し、作業全般の監督し事故防止を図ります。
現場責任者：〇〇 〇〇
連絡先：職場 〇〇〇－〇〇〇〇
携帯 〇〇〇－〇〇〇〇
2. 施工に当たり、関係者による安全連絡会議を設け、工事作業の調整、安全対策の検討等を行います。
3. 工事作業に従事する作業員には、毎朝開催する朝礼において本事故防止対策を徹底します。
4. 潜水士船には、海上衝突予防法に規定する操縦性能制限船の標識を掲げます。
5. 潜水士船には、海上衝突予防法に規定する国際信号書に定めるA旗を表す信号板を掲げます。なお、船体側面には「潜水作業中」の横断幕を掲げます。
6. 作業中は船長のほかに専従警戒要員を乗船させた警戒船1隻を配備し、付近航行船舶に対して赤旗、拡声器等により注意喚起します。
7. 作業区域に異常接近してくる船舶があれば、ただちに潜水士を揚収し安全な場所に退避します
8. 作業は本部港に入港する旅客船の運航に支障のない時間帯に行います。
9. 最新の気象・海象情報を入手できる体制を構築し、常時、気象・海象の変化に留意するとともに、沖縄県沿岸に船舶交通や作業に影響を及ぼす注意報・警報等が発表された場合、次の基準に達した場合は作業を中止し、潜水士船を退避させます。
(中止基準)
風速 10 m/秒 以上
波高 1.0 m 以上
視界 1,000 m 以下
潮流 1 ノット 以上
10. あらかじめ避難場所・避難経路を策定し作業員に知らせ、津波来襲に備えます。
11. 緊急連絡系統図は、潜水士船上の分かり易い場所に貼付し、事故発生等の緊急事態が発生した場合は、系統図により速やかに名護海上保安署に通報し指示を受けるとともに、応急措置を施します。
12. 作業船（潜水士船）と警戒船とはトランシーバーにより、また、作業船（潜水士船）と潜水士とは水中電話により、常時連絡設定します。
13. 作業実施について、港湾管理者及び漁協等の利害関係者には、作業内容を説明の上、了承を得ております。
(説明先)
・沖縄県〇〇課（港湾管理者）
・沖縄旅客船協会
・〇〇漁業協同組合
・〇〇建設 ※付近工事の施工会社等
14. 作業内容を変更するときは、事前に作業内容一部変更許可申請書を提出します。

15. 作業許可書を現場に携帯します。
16. 資機材には所有者名、連絡先を記載して管理し、万一流出した場合には全て回収します。
17. 港長から別途指示があった場合は指示に従います。

緊急時連絡系統図



添付書類

- ・請負契約書 (写)
- ・警戒船業務管理要領
- ・作業内容周知リーフレット